

# 伏木富山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 30 年 3 月

伏木富山港港湾管理者

富 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年5月第18回富山県地方港湾審議会
- ・平成11年7月港湾審議会第169回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成14年5月第20回富山県地方港湾審議会
- ・平成14年7月交通政策審議会第4回港湾分科会
- ・平成16年1月第21回富山県地方港湾審議会
- ・平成17年1月第22回富山県地方港湾審議会
- ・平成17年3月交通政策審議会第13回港湾分科会
- ・平成20年3月第23回富山県地方港湾審議会
- ・平成23年2月第25回富山県地方港湾審議会
- ・平成24年1月第26回富山県地方港湾審議会
- ・平成24年3月交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・平成24年8月第27回富山県地方港湾審議会
- ・平成25年2月第28回富山県地方港湾審議会
- ・平成26年3月第29回富山県地方港湾審議会
- ・平成27年3月第30回富山県地方港湾審議会
- ・平成27年12月第31回富山県地方港湾審議会
- ・平成28年2月交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年3月第32回富山県地方港湾審議会

の議を経た伏木富山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

## 変更理由

立地企業の要請に対応するため、伏木地区において、土地利用計画を変更する。

## 土地造成及び土地利用計画

土地利用需要の変化に対応するため、伏木地区の土地利用計画を以下のとおり変更する。

### 1 土地利用計画

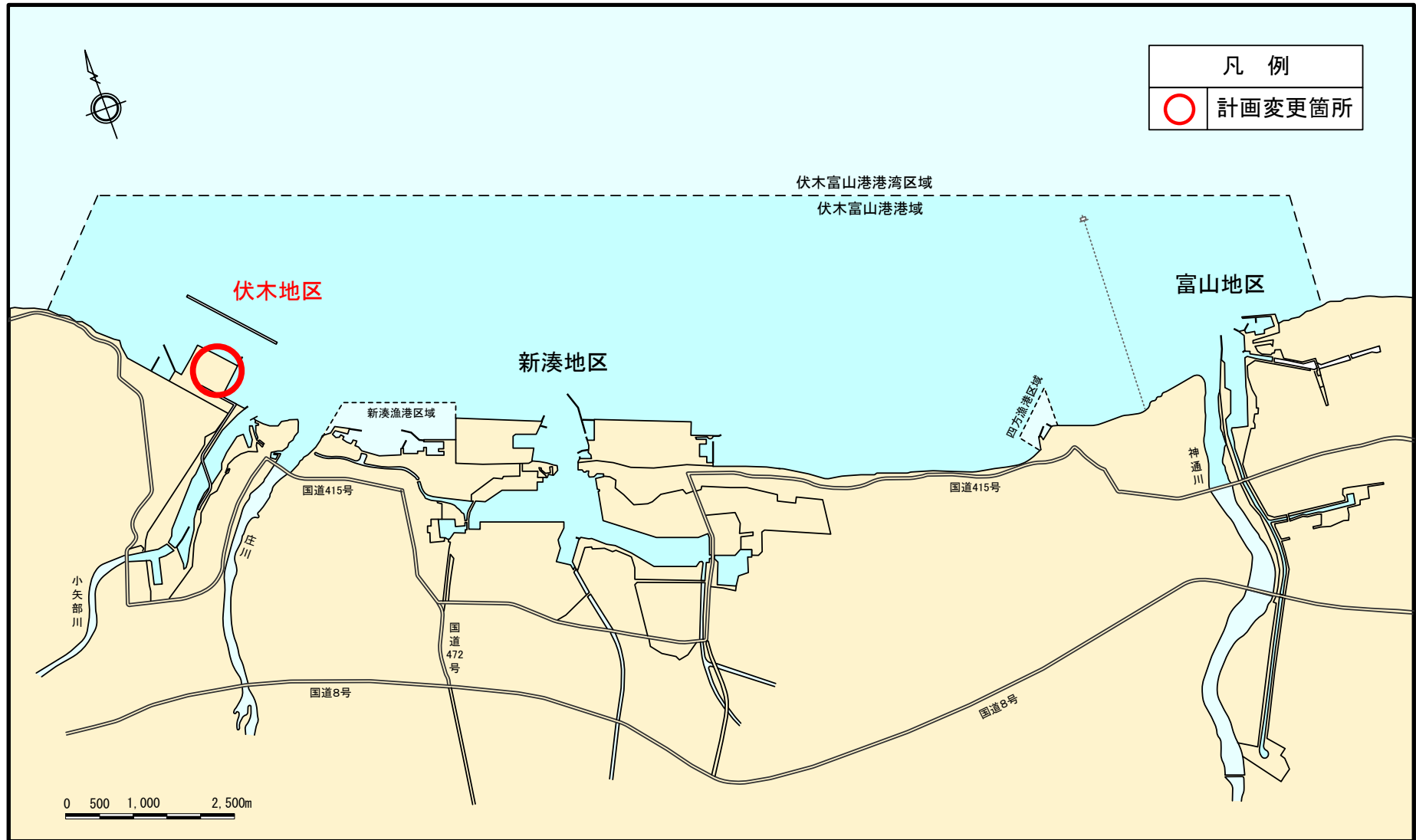
単位:ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面処 分用地	合計
伏木地区	(30) 30	(53) 53		(59) 59		(18) 18	(6) 6	(21) 21		(187) 187

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

# 伏木富山港港湾計画位置図



# 伏木富山港(伏木地区)港湾計画図

